

議第 1 1 号議案

自衛隊を明記する憲法改定に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日提出

提出者	新座市議会議員	小野大輔
賛成者	〃	笠原進
	〃	高邑朋矢
	〃	芦野修
	〃	辻実樹
	〃	石島陽子
	〃	工藤薫

提 案 理 由

自衛隊を明記する憲法改定に反対するため、この案を提出する。

自衛隊を明記する憲法改定に反対する意見書

安倍晋三首相は憲法記念日の5月3日、改憲派集会へのビデオメッセージなどで「(憲法)9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」と表明し、その後の国会審議でも「1項、2項をそのまま残し、3項に自衛隊を明記する」との考えを示しました。

憲法第9条は、その第1項で戦争と武力による威嚇、武力の行使の放棄、第2項で陸海空軍その他戦力の不保持、交戦権の否認を定めています。自衛隊の規定がないばかりか、戦力の保持を一切禁止しています。

しかし、歴代の政府は9条の規定にもかかわらず、「自衛隊は、わが国の自衛のための必要最小限度の実力組織であって、戦力ではない」との建前のもと、自衛隊の増強を計り、今日では世界有数の軍事力を有するまでになっています。しかも、安倍政権は集団的自衛権の行使について「9条の下では許されない」としてきた歴代政権の憲法解釈さえ180度転換し、安保関連法の制定によって実行可能にしました。

このような状況下で、自衛隊を9条に書き込むことは、「戦争放棄」を定めた1項や「戦力不保持」を定めた2項と矛盾するだけでなく、専守防衛という従来の「歯止め」をなくし、海外での武力行使を文字どおり無制限に認めることにつながりかねないものです。発足以来、海外で一人も殺さず、一人も殺されることのなかった自衛隊の性格を、根本から変える重大な改悪に他なりません。

しかも、安倍首相が国会答弁で、9条を優先して改定する意向を示し、国会の憲法審査会での改憲案づくりを求めたことは極めて重大です。改憲を先導する安倍首相の言動は、国務大臣や国会議員らに憲法の「尊重擁護義務」を課した憲法第99条の規定にも違反するものと断ぜざるを得ません。

よって、本議会は政府及び国会に対し、自衛隊の存在を憲法に明記する憲法の改定を行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年6月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様

防衛大臣 様